

事業継続力強化支援計画

I 現状

① 地域の概要・立地

昭和 45 年 10 月 31 日、埼玉県で 29 番目の市として誕生。以来、東京の近郊都市として発展を続け、現在、人口は 8 万人を超えている。豊かな自然環境と便利な都市環境をあわせ持つまちとして、現在も大きく躍進を続けている。



和光市商工会は、昭和 36 年 12 月 15 日に、大和町商工会として発足する。昭和 45 年大和町から和光市に変わるのに合わせて、和光市商工会となる。

③ 想定される地域の災害リスク

【地震：和光市地域防災計画、J-SHIS】

当市の地震災害で記録に残るものに、1923 年（大正 12 年）9 月 1 日の関東大震災がある。被害は全壊 3 戸、半壊 1 戸、荒川沖積低地や水田跡であり、倒壊は地震動によるものである。地盤の液状化や地割れ形成等の有無については報告がない。

いずれにしても、当時は人家が少なく、被害は軽微であった。

なお、2011 年の東北地方太平洋沖地震では、本市の震度は震度 5 弱で、市内の被害は公共施設などの天井破損や壁に亀裂などであった。

平成 26 年度和光市地震被害想定調査では、平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査での想定地震に、防災上の観点から、全国どこでも起こりうる直下の地震（M=7.1）を加えた地震の中で、和光市への影響が大きいと考えられる次の 3 地震を被害想定の対象としている。

- ・東京湾北部地震（M=7.3）
- ・立川断層帯による地震（M=7.4）
- ・和光市直下の地震（M=7.1）

地震による被害は人々の行動や季節条件によって変わるため、平成 26 年度和光市地震被害想定調査では、季節・時刻の異なる以下の 3 ケースで想定を行った。風速については、強風時（8m/s）の条件で想定を行った。

- ・冬深夜 ・夏 12 時 ・冬 18 時

地震発生確率は、地震ハザードステーションの防災地図によると、今後 30 年以内に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率は、市内全域が 26～100%で、震度 6 強以上では荒川・新河岸川エリアを含む市内 1／4 程度の地域で 26～100%という地点も存在する。

想定される地震に対する被害想定は以下のとおりである。

被害内容			単位	想定地震別の被害予測数量		
				東京湾 北部	立川 断層帯	和光市 直下
建物被害	全壊数		棟	412	0	250
	半壊数		棟	1,836	53	1,401
	火災被害（焼失棟数）	冬深夜	棟	59	0	0
		夏 12 時	棟	77	0	0
		冬 18 時	棟	800	0	162
人的被害	死者数	冬深夜	人	28	0	14
		夏 12 時	人	16	0	8
		冬 18 時	人	59	0	17
	負傷者数	冬深夜	人	241	6	184
		夏 12 時	人	145	5	108
		冬 18 時	人	192	5	123
	自力脱出困難者	冬深夜	人	187	0	119
		夏 12 時	人	125	0	80
		冬 18 時	人	128	0	81
ライフライン	電力（停電世帯数）	直後（火災なし）	世帯	3,181	16	—
		1 日後 冬深夜	世帯	485	3	—
		1 日後 夏 12 時	世帯	487	3	—
		1 日後 冬 18 時	世帯	493	4	—
	電力（停電人口）	直後（火災なし）	人	6,871	35	—

ン被害	ン被害		1 日後 冬深夜	人	1,047	6	—
			1 日後 夏 12 時	人	1,051	6	—
			1 日後 冬 18 時	人	1,064	9	—
		通信（普通回線数）	1 日後 冬深夜	回線	22	0	—
			1 日後 夏 12 時	回線	23	1	—
			1 日後 冬 18 時	回線	26	1	—
		都市ガス（供給停止）		件	22,775	4	—
		上水道	1 日後 被害箇所	箇所	22	1	—
			1 日後 断水世帯	世帯	11,390	686	—
			1 日後 断水人口	人	24,601	1,482	—
		下水道	被害延長	km	43.1	32.1	—
			機能支障人口	人	17,272	12,874	—
		復旧日数	電力	日	6	1	—
			通信	日	14	1	—
			都市ガス	日	55	0	—
			上水道	日	3	1	—
			下水道	日	11	8	—
	生活支障	避難所避難者	1 日後 冬深夜	人	10,408	101	6,582
			1 日後 夏 12 時	人	10,665	101	6,585
			1 日後 冬 18 時	人	21,948	101	9,281
			1 週間後 冬深夜	人	8,673	84	5,485
			1 週間後 夏 12 時	人	8,888	84	5,487
			1 週間後 冬 18 時	人	18,290	84	7,734
			1 ヶ月後 冬深夜	人	5,204	50	3,291
			1 ヶ月後 夏 12 時	人	5,333	50	3,292
			1 ヶ月後 冬 18 時	人	10,974	50	4,461
		帰宅困難者	平日 18 時	人	11,284	11,284	—
			休日 18 時	人	7,502	7,427	—
		エレベータ停止	直後の停止台数	台	36	15	—
			1 日後の停止台数	台	28	15	—
		震災廃棄物（重量）	冬深夜	トン	25,967	0	9,684
			夏 12 時	トン	29,223	0	9,684
			冬 18 時	トン	153,152	0	37,325
		震災廃棄物（重量）	冬深夜	m ³	22,179	0	6,957
			夏 12 時	m ³	25,818	0	6,957
			冬 18 時	m ³	160,910	0	36,967

「—」は、平成 26 年度和光市地震被害想定調査の中で被害想定を行っていない項目である。

【風水害：和光市地域防災計画】

当市における風水害の記録のうち、実態が把握されている主なものは、次のとおりである。

- (1) 昭和 33 年 9 月の台風 22 号
- (2) 昭和 41 年 6 月の台風 4 号
- (3) 昭和 57 年 9 月の台風 18 号
- (4) 平成 17 年 9 月の集中豪雨等
- (5) 平成 26 年 6 月の集中豪雨

これらの台風等による豪雨では、床上・床下浸水、土砂災害では家屋の全壊・半壊等多くの被害を出した。

現在、白子川、越戸川及び谷中川の河川改修は一部未了であるが、これら各河川による床上・床下浸水の大きな被害は出ていない。しかし、越戸川・谷中川の合流点付近上流とそれより下流や、白子川沿いなどの谷底平野部分での内水災害の発生が記録されている。

土砂災害としては、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された、白子川左岸部及び谷中川右岸の台端部（段丘崖部）での崖崩れ・土砂崩れ災害が予想される。

埼玉県は、新河岸川を「洪水予報河川」に指定している。そして、洪水予報区間で氾濫した場合の浸水想定を行い、平成 18 年 5 月に「荒川水系新河岸川浸水想定区域図」として公表した。市では、この結果を基に、「和光市洪水ハザードマップ（新河岸川）」を取りまとめている。さらに、県では、新河岸川に市外で合流する「水位周知河川」である柳瀬川と黒目川の水位周知区間を加えた範囲での浸水想定を行い、平成 21 年 3 月に、「荒川水系新河岸川・柳瀬川・黒目川浸水想定区域図」として公表している。

また、国（国土交通省関東地方整備局荒川上流・下流河川事務所）は、水防法に基づき、荒川水系荒川（河口から上流 89.8km まで）と支川（入間川、越辺川、小畔川、高麗川、都幾川）を「洪水予報河川」に指定している。そして、洪水予報区間で氾濫した場合の浸水想定を行い、平成 28 年 5 月に「荒川水系荒川及び入間川流域洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」として公表している。市では、この結果を基に、「和光市洪水ハザードマップ」を取りまとめている。

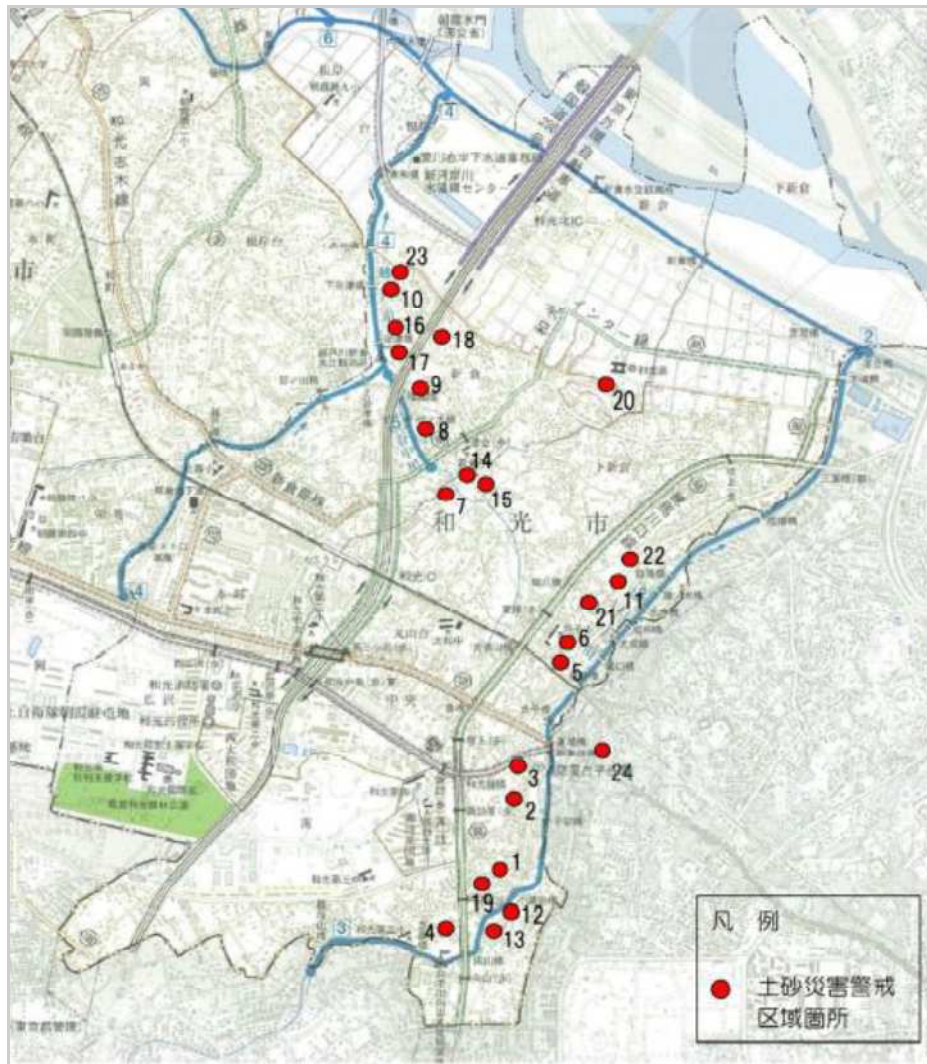
大雨による浸水被害の想定は以下のとおりである。

想定 区域		新河岸川	荒川
		100 年に 1 度の大雨	200 年に 1 度の大雨
浸水 区域	5m 以上	—	荒川河川敷内
	2m～5m	新倉 6・8 丁目・下新倉 6 丁目の一部	新河岸川右岸堤防の南側 1,000m の地域（吹上観音下～新倉交番～赤池橋）
	2m 未満	① 新河岸川右岸堤防の南側 800m の地域（吹上観音～県和光高校～新倉氷川八幡神社） ② 白子川沿い上流、約 2.5km の地点までの地域。浸水幅、最大 100m	① 新河岸川右岸堤防の南側 1,100m の地域（東明禅寺～坂下庭球場～新倉氷川八幡神社） ② 同左

内水氾濫が生じやすい地形には、平地の中より低い個所である後背湿地・旧河道・旧沼沢地、市街地化の進んだ丘陵・台地内の谷底低地、台地上の凹地や浅い谷などがある。地下へ通じる階段、鉄道や道路の下をくぐる立体交差部のアンダーパス、周囲より低くなっている窪地などの道路は、水が溜まりやすく危険である。

埼玉県は埼玉県地域防災計画において、土砂災害の危険地区等を明らかにしている。また、急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべりといった土砂災害から住民の生命と身体を保護するため、平成 13 年

4月に施行され、平成27年1月に改正された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域を指定している。市内では、土砂災害警戒区域が24箇所指定されており、そのうち、19箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。



【感染症：埼玉県地域保健医療計画】

令和2年（2020年）2月に埼玉県内で新型コロナウイルス感染症が初めて確認され、その後の感染拡大により、医療機関がひっ迫するなど、医療提供体制に多大な影響が生じ、経済活動への影響は甚大なものであった。また今後、新興感染症の発生・まん延など、国民の大部分が免疫をもっていない感染症では、全国的かつ急速なまん延により、和光市においても多くの市民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況（和光市産業振興計画（改訂版）：令和4年3月）

市内商工業者の数・分布は以下の通り。

	商工業者数	事業所の立地状況等
製造業	170	市内各地に点在しているが、和光北インター周辺の工業団地エリアは荒川・新河岸川付近の浸水区域に含まれている
建設業	226	市内各地に点在しているが、水道道路周辺にある資材置き場などは荒川・新河岸川付近の浸水区域に含まれている
卸・小売業	379	和光市駅周辺に密集するが、市内に広く分布する
サービス業	661	和光市駅周辺に密集するが、市内に広く分布する
その他	306	市内に広く分布する
合計	1,728	

※小規模事業者数：1,249（令和6年度 埼玉県商工会連合会資料より）

(3) これまでの取組

① 和光市の取組み

(a) 地域防災計画の策定

埼玉県では、平成19年度埼玉県地震被害想定調査結果の反映、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難確保に関する事項の追加、土砂災害警戒体制の整備並びに土砂災害警戒情報の発信に関する事項の追加、被災者生活再建支援制度の改訂のため、平成21年1月に埼玉県地域防災計画を改定した。

これを受け、和光市防災会議では、平成21年度和光市地震被害想定調査結果を踏まえた震災対策の見直し、風水害に係る水防計画及び体制の見直し、風水害に係る土砂災害への対応、組織変更への対応、資機材の備蓄数量や協定の締結時期等の情報の更新等を考慮し、これまでの災害対策を見直し、平成23年4月に和光市地域防災計画を改定した。

その後埼玉県が東日本大震災の教訓を反映して修正した「埼玉県地域防災計画」に整合を図るため、平成25年4月と10月に和光市地域防災計画の修正を行い、平成28年2月には、災害対策基本法や土砂災害防止法、水防法等の改正や埼玉県地域防災計画改定との整合を図ること及び、平成26年度和光市地震被害想定調査の結果を反映した。

直近の改定（平成31年3月）では、前回からの改正以降、法制度の改正等により和光市地域防災計画に記載されている文言及び数値に変更が生じていたことから、現行法制度等の内容に即した改正を行った。

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき和光市防災会議が策定する計画であり、和光市の地域に関する災害対策に関し、和光市、県及び関係機関、公共的団体等がその有する全機能を有効に発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

(b) 第5次和光市総合振興計画による防災・減災に関する各施策の推進

大規模自然災害への備えに関しては、当市が目指す将来都市像「みんなをつなぐ ワクワクふるさと和光」を掲げた「第5次和光市総合振興計画」（令和3年度～令和12年度）の中で、12の目標像の中の1つとして「身の回りの生活上の不安が軽減される」とし、防災体制の充実に取組む施策を推進している。

(c) 総合防災訓練の実施

東日本大震災を契機に、平成24年から住民参加型の防災訓練を実施している。大雨による洪水と土砂災害、直下型地震を想定した火災、水害、土砂災害、停電、断水などの複合型の災害を想定し、避難広報訓練、市民避難訓練、避難所開設運営訓練、応急救護所開設運営訓練、等での情報収集訓練などを行っている。市、消防、警察署、自治会連合会などが参加。平成30年からは和光市災害時通訳・翻訳ボランティアの協力も得て、外国籍市民への通訳をしていただく支援等を行っている。

(d) 防災に関する情報提供

災害が起きたとき、またその後の生活に役立つ知恵や技について掲載した「防災ガイド&ハザードマップ」を平成19年に発行し全戸配布している。またハザードマップをはじめとした各防災情報については、広報のほか、市のホームページや和光市防災・防犯情報メールでの情報提供に取り組んでいる。

【ホームページ公開情報】

○避難所

- ・一次避難所・二次避難所

○知識・情報

- ・防災ガイド&ハザードマップ・災害時伝言ダイヤル・伝言板の利用
- ・災害に備え準備・防災行政無線・防災倉庫・災害協定

○消防

- ・和光市消防団・和光消防署

○計画・資料

- ・地域防災計画・和光市防災会議・和光市地震被害想定調査・揺れやすさマップ
- ・液状化危険度マップ・洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ

○リンク

【埼玉県関連】

- ・埼玉県HP：消防防災・イツモ防災・AED普及啓発資料
- ・埼玉県南西部消防局

【国関連】

- ・内閣府防災情報・消防庁防災情報・国土交通省防災情報提供センター・気象庁等
- ・リアルタイム川の防災情報（新河岸川・越戸川・白子川）

(e) 防災備蓄品

和光市地域防災計画に基づき災害時用備蓄品を定めており、県と市の共同備蓄品目として主食、主食（要配慮者用・お粥等）、飲料水、粉ミルク、ほ乳瓶、毛布、石油ストーブ、トイレ、トイレットペーパー、紙おむつ（大人用／子ども用）、生理用品、自家発電機、投光器、コードリール、燃料タンク、タオル、医薬品セット、給水袋について、それぞれ計画数を定め備蓄している。また、市独自の備蓄品として、副食、ろうそく、LEDライト、電池、敷きマット、ブルーシート、携帯ラジオ、非常用電話を備えている。

② 和光市商工会の取組み

(a) 事業者BCP（※）に関する国の施策の周知

小規模事業者の災害発生時への備えの必要性を認識・理解していただくため、国の作成するパンフレット等を月1回発行する当会会報に同封する他、新たに防災・減災に取り組む管内小規模事業者への専門家派遣について会合や会報等を通じて、当会役員・会員を中心に防災知識の普及啓発・周知を行ってきた。

また、巡回訪問時に小規模事業者に対して、関係資料の配布・周知も行ってきたのをはじめ、当会

の情報発信ツールである当会ホームページや会報において、ＢＣＰの必要性や施策活用に関する情報発信を行ってきた。

(b) 事業者ＢＣＰ策定セミナーの受講促進

前回計画実施の５年間では、当会主催で毎年１回以上の小規模事業者向けのＢＣＰ策定セミナーを実施してきた。また埼玉県や損害保険会社等が主催する危機管理やＢＣＰ策定の必要性に関するセミナーに関して、管内の小規模事業者への周知等を行っている。

(c) 損害保険への加入促進

全国商工会連合会では、(1)中小企業ＰＬ保険制度、(2)ビジネス総合保険制度、(3)海外ＰＬ制度、(4)全国商工会情報漏えい保険、(5)業務災害補償プラン、(6)商工会の休業補償制度について各損害保険会社と業務提携し、制度運営・普及の促進を行っている。また小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクヘッジ対策として、埼玉県火災共済協同組合及び埼玉県商工会連合会等と連携した普及・加入促進を行っている。

(d) 防災備蓄品

携帯ラジオ、懐中電灯、ブルーシート、予備乾電池、簡易テント、拡声器、笛、軍手、車載スマホ充電器、コンロ、工具類、スコップ、ポリバケツ、タオル、ライター、ゴミ袋などをそれぞれ備蓄している。

(e) 和光市商工会自身の事業継続計画の作成

和光市商工会では、令和２年９月に事業継続計画の策定している。
商工会業務の継続性を確保しながら、管内事業所の安定した支援を行っていく。
また２年サイクルで計画更新を行っている。

※ＢＣＰ（Business Continuity Plan）とは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

Ⅱ 課題

当市における小規模事業者の防災・免災対策への支援における課題は次のとおりである。

① 事業者ＢＣＰの必要性の認識が低い

当会では管内事業所に対し、ＢＣＰの認知度向上の為、毎月発行している会報でパンフレットを送付したり、ＢＣＰ策定セミナーを開催するなど行っている。しかし「埼玉県は比較的安全だ」「直ちに必要ではない」とか「売上や利益が上がる手間を優先する」という認識などから、ＢＣＰを策定する事業者はなかなか増加していないのが現状である。規模別では、ほとんどの小規模事業者はＢＣＰを策定していない。

政府地震調査委員会は南海トラフの巨大地震が今後３０年以内に起きる確率について、これまでの「７０％から８０％」を「８０％程度」に引き上げた。行政からのＢＣＰ策定の啓発的発信に連動し、地域に根付く商工会は地道な案内と対話を継続し、事業者のＢＣＰ認知度の向上、ＢＣＰ策定の必要性に対しての一層の啓蒙活動が必要となっている。

② 職員の策定支援スキルの習得

上記のように事業者BCPが十分に普及していないことから、職員の策定支援スキルは高まっていない。引き続き、埼玉県や県連の実施するBCP関連セミナーなどを積極活用するとともに、知識・ノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

③ 実際に発災した際の対応能力の不確かさ

実際に自然災害や、新たな脅威となっている新型コロナウイルス等感染症等が発生した場合、計画通りに対応できるのか、またそれを外れた場合に臨機応変でベストな対応を取れるのか、その不安はつきまとっている。これらを払拭し、実際の発災時に適切な対応をするためには、職員間の定期的な意見交換や情報共有、および和光市と商工会との勉強会などにより、発災時をイメージした緊急時のより具体的な取り組みや協力体制等の構築が必要である。

Ⅲ 目標

和光市地域防災計画に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後のいち早い復旧等の対策について、市、商工会が一つになって取り組むこととし、特に、管内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目指した事業継続力強化のための次の取り組みを行う。

① 管内事業者へのBCP策定の必要性の周知および策定支援

災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、BCP策定の必要性を周知する。そのため、今まで以上の頻度での当会会報へのパンフレットの添付や、商工会窓口においているパンフレットをより目立つ位置に配架する。また事業者との巡回訪問時などに、BCPの重要性について説明し、地道な啓発に取り組んでいく。

また専門家や損保会社等との連携による個別支援を実施し、事業者のBCP策定を目指す。

② 職員の意識とスキルの向上

職員を対象としたリスクマネジメント基礎研修等を積極的に受講し、管内の災害リスク、小規模事業者BCPの作成などに対する意識とスキルの向上を目指す。

③ 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、組織内および行政との役割・体制、関係機関との連携体制を確認するための勉強会を定期的に行い、個々の職員が役割を果たせる体制を目指す。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

和光市商工会と和光市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

① 事前の対策

当市の地域防災計画に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるように以下の内容に取り組む。

(a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

管内小規模事業者に対するBCP計画の必要性について普及・啓発を図る為、当会の年度事業計画に次の内容の目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行うこととする。

・広報等による啓発活動

当市のハザードマップを商工会事務所内に掲示するほか、会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。

・ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回にて管内小規模事業者を訪問する際、ハザードマップ等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認することによって、いざという時の備えなど防災への意識を高める。

また、国・県・関係機関が運営する「防災ポータルサイト」等を本会のホームページにリンクさせるほか、各事業者に対してQRコード等を周知し、スマートフォン等での共有・活用普及を図る。

・リスクチェックシートによる簡易診断の実施とリスク軽減のための提案の実施

事業所BCPを検討する際、自然災害に伴うリスクは、建物等の損害のみならず、休業に伴う所得の損失、事業主・従業員等のけが、連鎖倒産、復旧資金の備えなど多岐にわたるため、これらのリスクへの対策をあらゆる角度から検証することが求められる。そこでリスク管理状況を確認できるリスクチェックシートを用いた簡易診断を実施するとともに、リスクを軽減するための取組や対策を説明・提案し、BCP策定セミナーの開催に合わせ保険相談等を実施する。

商工会議所・商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

財産のリスク	○火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償 ○自動車運行に伴う事故の賠償補償
休業のリスク	○事業主・従業員の休業所得補償 ○災害に伴う営業損失補償
経営のリスク	○取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え ○事業主、家族、従業員のけが、病気、がん等への備え ○廃業・退職後の生活資金積立 ○従業員の退職金積立
自動車のリスク	○自動車運行に伴う事故の賠償補償
賠償責任のリスク	○製造者責任（P L）・情報漏えい等の関する賠償保障
労災事故のリスク	○業務災害、ハラスメント等の管理者賠償責任補償

・事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP（簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。

策定支援にあたっては、特にハザードマップで被害が想定されている事業所（洪水による冠水・浸水約 300 社、地震による全壊・半壊 220 社、土砂災害による被害 30 社）を優先として、次のような普及啓発セミナー等を行う。

○BCP策定支援研修（職員）

職員を対象としたリスクマネジメント基礎研修、管内の災害リスク、小規模事業者向けBCPの作成などのスキルを習得する。

○BCP策定セミナー（小規模事業者）

自社のリスク診断のほか、専門家講師により、独自のマニュアル等を用いたワークショップなど演習型のBCP策定のセミナーを実施する。

○個別支援（小規模事業者）

セミナー参加者に対するセミナー終了後のBCP策定のアドバイス補足支援やセミナー参加者以外でもBCP策定を進めている事業者に対する支援を個別に行うとともに、リスク診断の結果を踏まえたリスクを軽減するための対策を提案する。

(b) 和光市商工会自身の事業継続計画の更新

和光市商工会では、令和2年9月に事業継続計画の策定している。

商工会業務の継続性を確保しながら、管内事業所の安定した支援を行っていく。

また2年サイクルで計画更新を行う。

(c) 関係団体等との連携

職員向け研修会をはじめBCP策定セミナーや個別支援について、連携する損保会社等に専門家の派遣を依頼し協力を求める。

また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

(d) 事業者BCP策定のフォローアップ

管内小規模事業者のBCP策定の取組状況を把握、毎年度、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。

(e) 訓練の実施

当会は市総合防災訓練に積極的に参加するとともに、訓練に合わせ、本市との連絡ルートの確認等を行う。

② 発災後の対策

災害発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

(a) 応急対策の実施可否の確認

・ 応急対策の定義

応急対策とは、各団体がそれぞれのBCPで定める「安否確認」、「時間外・休日の職員の参集」に加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことをいい、中でも、本計画の中で2者が連携して行う応急対策は次の業務とする。

■ 2者間で連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

- 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務
- 2) 被害調査・経営課題の把握業務
- 3) 復興支援策を活用するための支援業務

また、応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保をはじめ、事務所や電力等の確保が前提となり、当会がこれらを確保できない状況に陥ることも想定し、まずは、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを2者間で整備する。

・ 役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

- 本市、当会2者 それぞれのBCPに従い安否確認を行う。安否確認の際、
- (1) 本人・家族の被災状況、(2) 近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、
 - (3) 出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

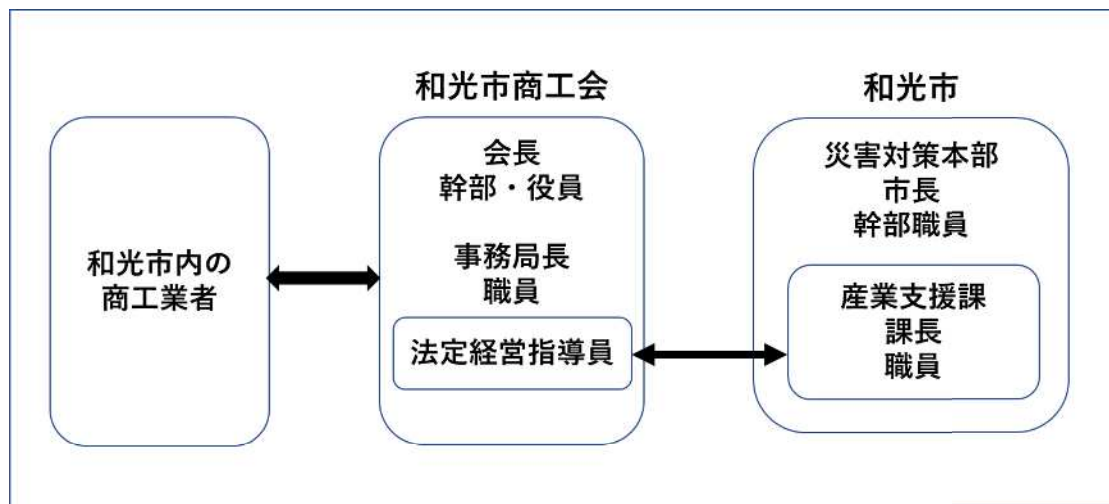
■ 各団体の安否確認の対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間
和光市産業支援課	○職員：発災後1時間以内に緊急連絡網（携帯電話）にて確認
和光市商工会	○職員：発災後1時間以内に携帯電話・メールにて確認 ○幹部：3時間以内に携帯電話・メールにて確認 ○役員：1日以内に携帯電話・メールにて確認 ○会員：2日以内に役員を通じ地区毎の会員安否を確認

・安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後2時間以内には、2者間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有することとし、連絡窓口については次のとおり、連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話とする。

■安否確認結果の連絡窓口



(b) 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点において、その被害規模に応じて2者で実施する応急対策の方針を決定する。

方針決定は、2者間で協議し、(仮称)和光市事業継続力強化支援協議会長(市産業支援課長)が決定することとし、想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

■被害規模の目安と想定する応急対策の内容(判断基準)

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	○地区内の10 %程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ○地区内の1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務

被害がある	○地区内の１％程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ○地区内0.1％程度の事業所で、床上浸水、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	１）緊急相談窓口の設置・相談業務 ２）被害調査・経営課題の把握
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

■被害情報等の共有間隔

期間	情報共有する間隔
被災後～１週間以内	１日に４回（９時、１１時、１４時、１６時）共有する
２週間以内	１日に２回（９時、１４時）共有する
１月以内	１日に１回（９時）共有する
１カ月超	２日に１回共有する

(c) 感染症流行時

感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

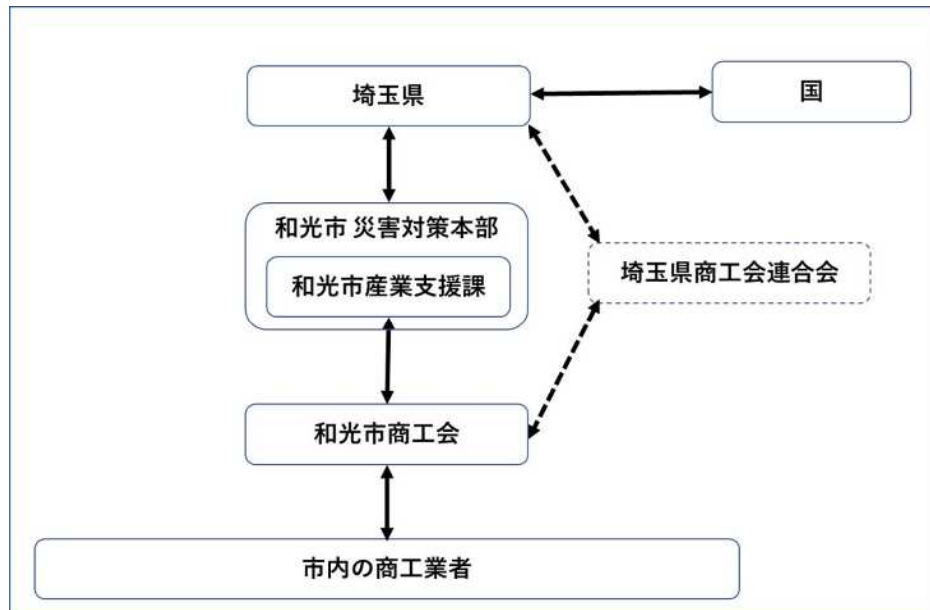
③ 発災時における指示命令系統・連絡体制

発災時に管内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法について、あらかじめ確認しておく。

(a) 連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び相互連絡を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は次のとおりである。

■連絡体制図



(b) 二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことの決定

二次被害を防止するため、被災地域で活動を行うことについては、(仮称)和光市事業継続力強化支援協議会長(市産業支援課長)が和光市災害対策本部の指示に従いながら、活動方針を決定し、当会に指示等を行う。

(c) 被害の確認方法・被害額の算定方法

・被害調査シートの統一

被害を迅速かつ的確に把握するため、被害調査シート、集計・報告シートを別途定め、2者で共通で用いるものとする。

・被害額の算定の対象

市防災地域計画に基づき、当会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家の被害」と「商工被害」の2つとする。

■非住家被害

事業用の建物をいう。具体的には、店舗、工場、事務所、作業場、倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物附属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。また、「非住家被害」の対象としては、被害の程度に関わらず、床下浸水から全壊に至るまでを区分毎に把握するものとするが、市災害対策本部への被害報告に限っては、定めにより全壊または半壊の場合のみとする。

■商工被害

建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

・被害額の算定基準

被害額の算定は、中小企業庁の『中小企業BCP運用指針第2版』に基づき、事業の復旧に必要な費用（再調達価格：損壊した資産と同じ資産を今購入したらいくら支払わなければならないか）を見積もることとし、具体的には次のとおりとする。

■算定すべき被害額と算定基準（直接被害）

分類	被害区分	被害程度の目安	被害額の算定基準	市災害対策本部報告の該当
非住家 の被害	全壊	基本的機能を喪失したもの。 延べ床面積の70%以上の損壊等	事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格を求める	○
	半壊	基本的機能の一部を喪失したもの。補修が可能なもの		○
	一部破損	全壊・半壊に至らない破損窓 ガラス破損程度は除く	事業の復旧に必要な修繕費を求める。 事業の復旧に直接関係しない経費は除く	
	床上浸水	土砂等の堆積等で一時的に使用不可の浸水		
	床下浸水	床上に至らない程度に浸水したもの		
商工被害	商品・製品 仕掛品 原材料	喪失したもの、廃棄せざるを得ないもの	仕入原価・製造原価を求める	○
	構築物・車両 運搬具・工具 器具・備品 機械・装置	修繕又は再調達せざるを得ないもの	事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格または修繕費を求める	○

※ 被害を把握するタイミングによって、再調達価格や修繕費の見積もりが困難な場合が想定されるため、把握可能な範囲において概算価格等にて把握しても差し支えないものとする。その場合の記入方法として、業者の見積りの場合：（見）、取得価格の場合：（取）、概算の場合：（概）と表記して区分することとする。なお、構築物は建物と一体となった建物附属設備（電気、給排水、衛生、空調等の各設備）は、非住家被害とし、塀門扉、舗装設備（建物と分離された看板塔等を含む）は商工被害とするが、いずれも事業の復旧に必要な資産のみを対象とする。

・共有した情報の県等への報告方法

当会・当市の２者間で共有した情報については、県の指定する方法により当市から県へ報告するものとする。また当会は県連合会へも報告するものとする。

④ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

(a) 相談窓口の開設

当会は、市と協議のうえ、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。また、国・県から相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。

(b) 管内小規模事業者の被害状況の確認について

発災後の時間経過とともに。必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

段階	時間経過	被害 調査 の内容	確認 の方法
1	発災直後 ～ 2 日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象に携帯 電話・メール
		大まかな被害の確認調査 (職員 参集可否・居住地周辺 被害状況)	役職員や被災区域の 事業者を中心として 携帯電話等による聞 き取り
2	安全確認後 ～ 7 日程度	直接被害の確認調査 (非住家被害・商工被害)	管内小規模事業者を 対象に巡回訪問によ る聞き取り
		間接被害の大まかな確認調査 (再開可否、商品原材料調達状況、風評等)	
3	発災 3 日後～ ～ 1 4 日程度	経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求手続き等)	管内小規模事業者を 対象に巡回訪問・窓口 相談による聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

(c) 被災事業者施策の周知について

応急時に有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により地区内小規模事業者等へ周知する。

⑤ 地区内小規模事業者に対する復興支援

埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を

埼玉県商工会連合会等に相談する。

被災小規模事業者が補助金や復興助成金、給付金等を申請する場合の書類作成等を支援する。

日本政策金融公庫・埼玉県制度融資等の融資を斡旋する。

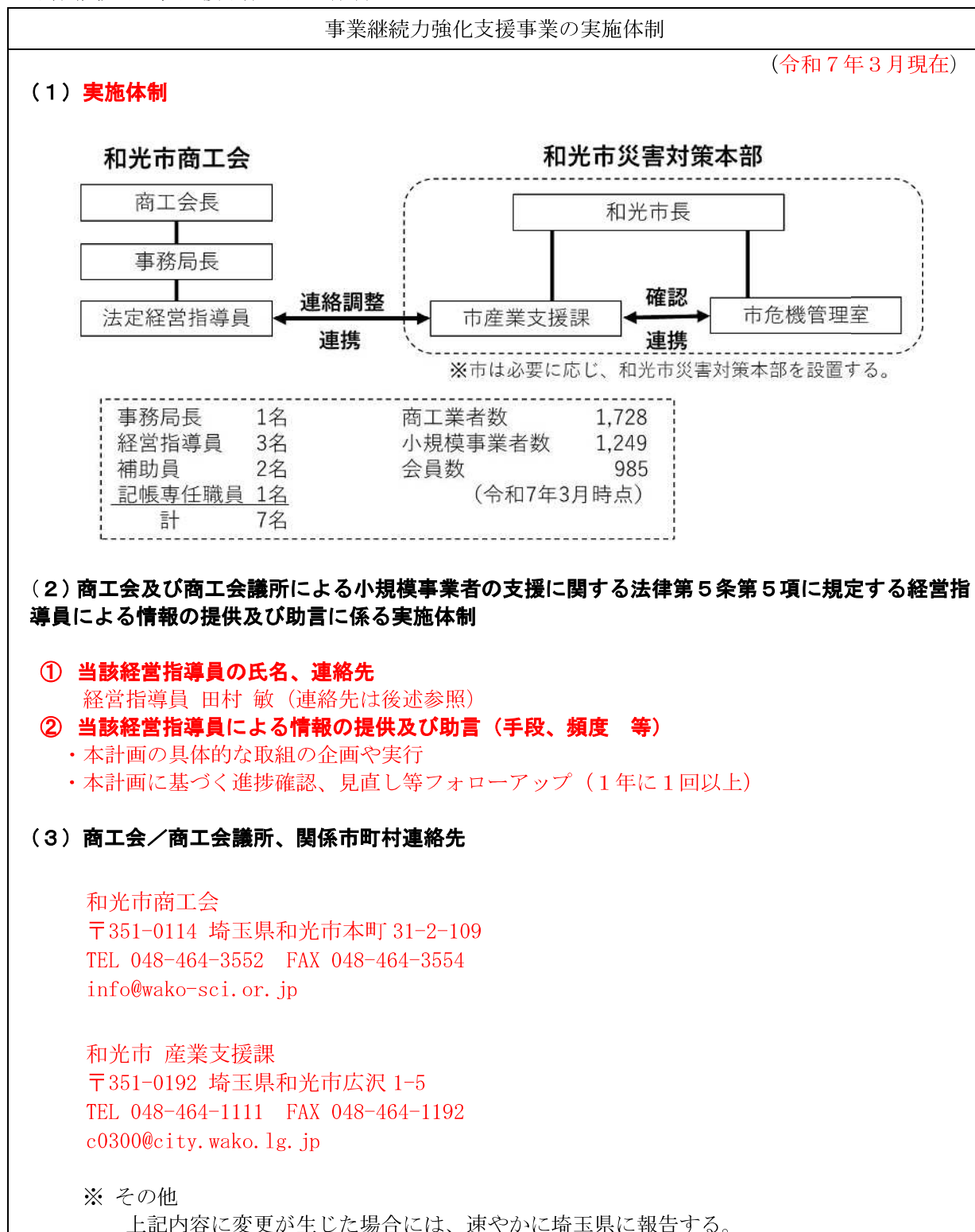
事業再建計画の策定を支援する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
普及・啓発費 ポスター印刷費	30	30	30	30	30
B C P 策定支援 研修開催費 通信費他	30	30	30	30	30
防災備品 購入費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、和光市補助金、埼玉県補助金、事業収入、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

[illegible]